様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2024年　　9月　　17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃにゅうず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ニュウズ  （ふりがな） 　　　 どい　ひろこ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 土居　裕子  住所　〒796-0305  愛媛県西宇和郡伊方町河内1448-1  法人番号　8500001008505  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ニュウズ　DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　5月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト/DXの取り組み  1.企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性（経営ビジョン・ビジネスモデルなど）  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | 弊社は、「本氣のみかんで幸せを届ける」を経営理念として、農業界の先駆者となるべく、新しい挑戦を行い常に前向きな農業経営を行う会社を目指しております。 先祖代々培ってきた知見を活かし、お客様とスタッフのことを第一に考えながら、みかん栽培から販売まで私たちの手で一貫して行ってきました。また、顧客接点を増やすべく、複数店舗や自社ECサイトの販売、台湾への輸出に取り組んできました。昨今の日本国内における人口減少や少子高齢化により、 農業界は後継者不足や耕作放棄地の増加、価格競争などの深刻な問題を抱えています。「農業は閉鎖的」というイメージも根強くあり、働く人のモチベーション向上や新規従事者の確保が急務となっています。 そのような農業界の変革の起点となれるように、DX推進により社員満足を追求し将来の夢が語り合える会社にすると共に、農業界の常識にとらわれない新しい挑戦を積極的に取り組んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された文書を公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社ニュウズ　DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　5月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト/DXの取り組み  2.企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（DX戦略）  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①目的：販売単価上昇  手法：選果機システムの導入により、品質の安定化→顧客との信頼度向上→販売単価上昇を目指す。 顧客からの評価→生産現場にアウトプット→収穫できたものをスコアリング→高品質生産へつなげる。  ②目的：顧客ニーズを詳細に把握、社員のモチベート  手法：顧客管理システムにより、顧客ニーズを詳細に把握し、効果・効率よく販促活動を行い売上増加を目指す。 →お客様の生の声を取り入れて、社員さがモチベーションアップを上げて、効率化・生産性向上を目指す。  ③目的：省力化また効率的な栽培  手法：栽培管理システムの構築により、ICTを活用した省力化また効率的な栽培を行う。（時期：社内で認識すり合わせしておく） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された文書を公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト/DXの取り組み  3.戦略を効果的に進めるための体制  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | 各部署の連携強化（各部門にDX担当者を配置）  【推進体制】  DX担当部署の設置（まずは部署内のDXについて考える）→意見の拾い上げ・纏めは社長自らが主導し進める  【人材育成・確保】  デジタル技術を活用した研修によるDX推進人材の育成を行う  →研修を通じてデジタル技術の活用や理解を深め自社事業へのDX推進を考えるきっかけにする |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト/DXの取り組み  4.最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | 【生産】  目的：生産性アップ、高品質柑橘の栽培  手法：生産スタッフは、タブレットにより現場から栽培日誌を記入。園地状況をその場で入力  【出荷】  目的：リアルタイムに情報共有をする  手法：出荷部門では、電子パネルを設置しその日の作業スケジュールを全員で共有。（現状はホワイトボードを使用）作業時間に対する意識を持たせる。また、加工品の在庫管理はスプレットシートを用いてリアルタイムに情報共有。  【通販】  目的：お客様と繋がりを持ち続ける、生の声を聞く  手法：通販部門は、WEBでFace to Faceでの受注を実現。定期的にオンラインで園地と顧客を結び、生産現場からニュウズを知ってもらう仕組みをつくる。商品のファン→会社のファンになってもらう。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイト/DXの取り組み | | 公表日 | 2024年　5月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト/DXの取り組み  5.戦略の達成状況に係る指標  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | 【KPI達成によって実現できること】  ①従業員の満足度向上  ②農業界の常識にとらわれない新しい挑戦を積極的に行う  ③高品質なみかんをつくり、高価値を顧客へしっかりと届ける  【KPI】  ①に関連：離職率を減らす  ②に関連：DXのチャレンジ件数  ③に関連：顧客接点の増加（購入リピート率のアップ、顧客数の増加） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　5月　29日 | | 発信方法 | コーポレートサイト/DXの取り組み  https://www.news-mikan.com/dx/ | | 発信内容 | 更なるデジタル技術の活用により、「効率的な栽培」「ICTを活用した栽培管理」「農業界へのニュウズモデルの発信」を行う事ことで、お客様へ「本氣のみかんで幸せを届ける」会社であり続けます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　2024年　4月頃 | | 実施内容 | DX推進指標より自己判断を行っている。  http://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　　2024年　4月頃 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき２つ星の自己宣言を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。